

地区計画届出の流れ（都市計画法第58条の2第1項）

・届出期日

当該行為に着手する日の30日前までに、届出が必要です。建築確認申請が必要な場合には、建築確認申請に先立って、届出を行ってください。

・届出に必要な書類（届出書は正1、副1、委任状）

- ① 「地区計画の区域内における行為の届出書」（様式第1号）
- ② 「建築計画概要書」（様式第2号）
- ③ 「添付図書」 案内図. 配置図. 平面図. 立面図. 断面図

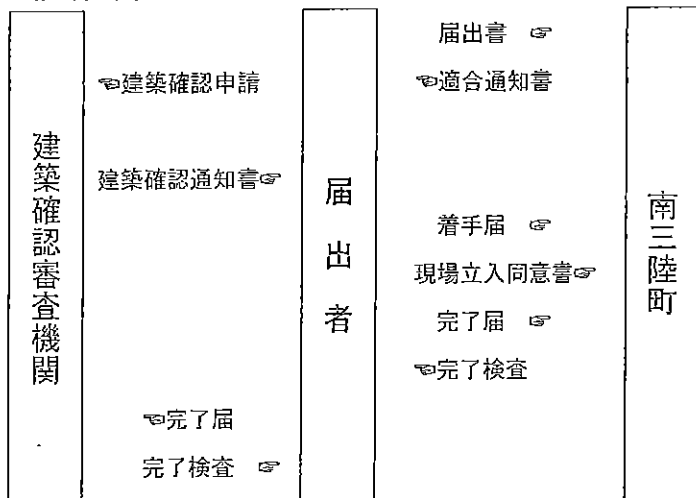
・注意事項

- ① 工事着手届（様式第6号）、現場立入り同意書（様式第8号）は工事着手前に提出してください。
- ② 工事完了届（様式第7号）は、工事が完了したら速やかに提出してください。

届出の必要な行為	図書名	縮尺	備考
土地の区画形質の変更	区域図	1/1,000 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域及び当該区域周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	
建築物の建築又は工作物の建設。建築物又は工作物の用途の変更 ※ 案内図. 断面図. 添付	配置図	1/100以上	敷地内における建築物等の位置を表示
	平面図	1/50以上	各階のもの（工作物には不要）
	立面図	1/50以上	2面以上

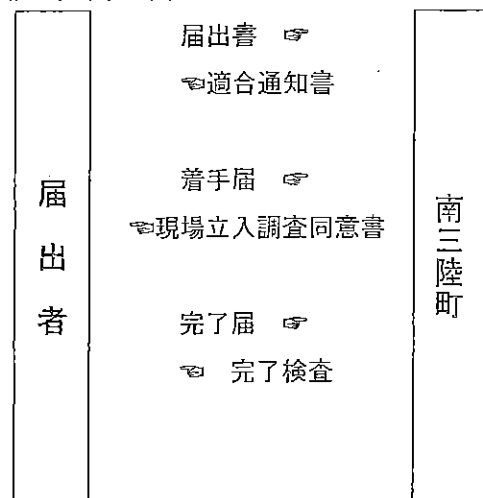
■建築物の建築

（建築確認申請を必要とする場合）



■工作物の建設

（建築確認申請を必要としない場合。）



※建築確認申請の際、適合通知書及び適合印の図面を添付して申請してください。

※完了検査は完了届をもって終了とします。

※届出事項に変更があった場合は変更届出書が必要になります。

※土地の買取又は賃貸借契約書の写しを提出してください。